第一項の表一六〇の項及び一六一の項を次のように改める。

160	削除
161	削除

第一項の表一七〇の項を次のように改める。

170	削除

第一項の表一九九の項を次のように改める。

199	削除

第一項の表二六六の項を次のように改める。

266	削除

第一項の表二九四の項を次のように改める。

294	削除

第一項の表三〇四の項を次のように改める。

304	削除

第一項の表三一四の項を次のように改める。

314	削除

第一項の表三三九の項を次のように改める。

339	削除

第一項の表三六六の項を次のように改める。

366	削除

第一項の表三八三の項を次のように改める。

383	削除

第一項の表三九一の項を次のように改める。

391	削除

十六　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

第一項の表二八の項を次のように改める。

38	削除

第一項の表四〇の項及び四一の項を次のように改める。

40	削除
41	削除

第一項の表一四四の項を次のように改める。

144	削除

第一項の表一四八の項を次のように改める。

148	削除

第一項の表一六四の項を次のように改める。

164	削除

第一項の表一七五の項を次のように改める。

175	削除

第一項の表一八七の項を次のように改める。

187	削除

第一項の表二〇一の項を次のように改める。

201	削除

第一項の表二〇四の項を次のように改める。

204	削除

第一項の表二〇九の項を次のように改める。

209	削除

第一項の表二一七の項及び二一八の項を次のように改める。

217	削除
218	削除

第一項の表二六三の項から二六五の項までを次のように改める。

263	削除
264	削除
265	削除

第一項の表二七〇の項及び二七一の項を次のように改める。

270	削除
271	削除